市第4号議案

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に 関する条例の一部改正

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年5月22日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例 (番号)

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に 関する条例の一部を改正する条例

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月横浜市条例第49号)の一部を次のように改正する

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する 免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

(II) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市 長が適当と認めたもの

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正 に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市放課後児童健全育成事 業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参考

横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例(抜粋)

(上段 改正案) 下段 現 行)

(職員)

第10条 (第1項及び第2項省略)

3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都 道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(第1号から第3号まで省略)

(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第 147 号)第 4 条に規定する 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教 免許状を有する者 育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する 者

(第5号から第9号まで省略)

(II) <u>5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市</u>長が適当と認めたもの

(第4項及び第5項省略)